

令和3年4月1日

令和3年度 負担金の額及び徴収方法

一般財団法人近畿貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

- ① 1営業所あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40,000円
- ② 1両あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4,000円

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

令和3年2月1日現在の貸切バス登録車両数（営業所数）をもって、1カ年分の負担金の額を算出し、（期首において）請求致します。

(2) 負担金の納付

上記（1）により算出した1カ年分の負担金を一括納付していただきます。

なお、分割納付を希望する場合は、1カ年分の負担金を半年ごとに分割してすることができます。

又、納付期限の猶予を希望する事業者は、別途猶予届を提出していただきます。

(3) 負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の要否については下表のとおりとなります。

事業廃止、許可取消	精算します
事業の休止、再開	精算します
事業の譲渡及び譲受	欄外記載（※1）
事業の分割、合併及び相続	欄外記載（※2）
事業計画の変更 ・ 区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ・ 適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算します
事業計画の変更（上記以外）	精算しません

※1 年度途中に事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にとっては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあっては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。

※2 年度途中に事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にとっては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから精算をしません。

(4) 納付期限

別紙請求書に記載のとおりとします。

(5) 延滞金について

新型コロナウイルス感染症の影響により納付期限までに負担金を納付することが出来ない場合は、道路運送法第43条の15第6項及び法施行規則第34条の10第3項の規定により、やむを得ない事由があると認められるので、延滞金の納付は免除します。